

愛学連「憲法講座!!!」

講師 弁護士・金山総合法律事務所(自治労連弁護団)



渥美雅康氏

自民党憲法改正草案

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

2 公務員については、全体の事仕事者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。

東海労働弁護団・自由法曹団に参加し、働く者の権利を守ってきました。現在、自治労連弁護団の一員として、公務員の賃下げ問題をはじめ、公務員の労働基本権問題で積極的な活動をしてきました。今回憲法講座で憲法と公務員労働の関係、公務員攻撃の本質を明らかにします。

7月24日(水)19:00~21:00

会場 労働会館東館2Fホール

名古屋市熱田区沢下町9-7
イオン熱田ショッピングセンター北側

公務労働

公務労働
公務労働の本質を見抜く

憲法講座第3弾。
今日は憲法と公務員労働、そしていまの公務員攻撃の本質を明らかにする講座です。講師は、長年労働者の権利拡充のためにたかってきた弁護士・渥美雅康さん。渥美さんは、東海労働弁護団・自由法曹団の一員として、また自治労連弁護団として、公務員の労働基本権や権利を守って全国で奮闘しています。

憲法には「労働者の団結権(第28条)」が規定されていますが、自民党改憲草案には28条に新たに2項を設け、「公務員の労働基本権」を制限する条項を盛り込むとしています。公務員の労働基本権制限を憲法に盛り込むなど言語道断です。このことが、すべての労働者の権利制限につながるのは明らかです。アベノミクスの「成長戦略」における雇用制度改革(労働移動型への転換)とあわせてみるならば、労働者を保護するルールはよりいつそう失われるになります。公務員労働者もこぞって第3回憲法講座に参加しましょう。



消防職員に団結権が保障されていないのは、先進国で日本だけ。公務員の労働基本権保障は世界では常識です。労働基本権回復のたたかいがますます重要なっています。

この講座は、どなたでも参加できます。